人口減少対策における自然減対策についての提言

**近畿ブロック知事会**

**令和７年８月**

人口減少対策における自然減対策について

現在、我が国の少子化はとどまる気配はなく、国の閉塞感につながる危機的な状況は深刻さを増している。2024年の合計特殊出生率は1.15と過去最低となり、出生数も約68.6万人で過去最少を記録するなど、我々の予想を上回るペースで少子化が進んでいる。少子化対策は、人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正する地方創生の取組を深化させるとともに、国民一人ひとりが活躍できる社会づくりを進める上で重要である。政府は、新婚生活に対する経済的支援や不妊治療の支援の拡充、子ども・子育て支援の強化などに取り組んでいるが、国民の結婚、妊娠・出産、子育てなどの希望がかなう、令和時代にふさわしい環境の整備が必要であり、少子化の克服に向け、中長期的に取り組んでいく必要がある。

政府が定めたこども大綱では、個人の多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が自らの主体的な選択により結婚し、子どもを生み育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことが少子化対策の基本とされている。

少子化対策の取組は、都市と地方の違いはもちろん、その地域の実情に応じてもアプローチが異なることから、地方公共団体が地域の実情に応じた少子化対策に取り組めるよう、財源確保も含めた支援が必要である。

また、結婚の希望がかない、安心して子どもを生み育てられる環境整備に取り組んでいく必要がある。さらに、テレワークやワーケーションなどの多様な働き方やオンライン教育などの普及は、住まいや仕事、教育における「場所」の制約を無くし、都市と地方の関係を大きく変える可能性があることから、地方創生推進の観点からも、国を挙げて子育て環境の充実に取り組んでいく必要がある。

少子化対策は待ったなしであり、令和６年５月に決定されたこどもまんなか実行計画2024に掲げる各事項について、早期かつ着実に実施するとともに、次の事項について提言する。

１　こどもまんなか社会の実現のためのこども家庭庁

(１)　こども家庭庁においては、各分野における子ども関連政策について、関係省庁と密接に連携しながら、司令塔機能を発揮し、省庁横断の一貫性を確保するための総合調整等を行うこと。

(２)　 国において子どもに関する施策を一元化する際には、施策の実施の多くを担う地方の意見を取り入れ、地方においても一貫した執行体制で子ども施策を実施できるよう、必要な見直しを行うこと。加えて、国が直ちに一元化に至らない分野においても、地方が子どもの育成に関し主体性・独自性を発揮して、積極的な役割を果たしていけるよう、人材育成システムの共通化など、地方が自らの判断により施策の一元化を実施できるようにすること。

２　きめ細かな少子化対策を講じるための安定した財源の確保

(１)　出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保するとともに、特定扶養控除の対象拡大・上乗せ額の増額など、多子世帯をはじめとする子育て家庭の負担を緩和するための具体的な措置を早急に講じること。

(２)　「こども未来戦略」に掲げる加速化プランの着実な実現に向けて、各施策の具体的な内容やスケジュールを早期に明示するとともに、将来的な子ども・子育て予算の倍増に確実に取り組むこと。その際、地域の自主性・自立性が十分確保されるよう配慮すること。

(３)　地域の実情に応じた結婚支援等の取組を継続・強化して実施できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の安定した予算措置や更なる補助率の引上げ、運用の弾力化に努めるとともに、自由度の高い交付金や、複数年度にわたる柔軟かつ大胆な施策の実施が可能となる基金制度を創設すること。

３　子育てに関する経済的支援の充実

　子育て家庭の生活の安定への寄与、次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、子育て家庭にかかる各手当、臨時給付金について、子どもの数や所得水準等に応じた効果的な給付のあり方を検討すること。さらに、地方自治体の財政的負担が増加することのないよう国の責任において、制度の拡充に必要となる財源を確保すること。

４　ライフデザインについて考える機会・プレコンセプションケアの推進

価値観やライフスタイルが多様化する中で、子ども・若者に対し、家庭生活や家族の大切さについて考える機会をつくるとともに、若い世代の人々が性や健康、妊娠・出産に関する正しい知識を習得し、主体的に自らの健康を守るため、発達段階に合わせた取組を全国的に進めること。また、プレコンセプションケア推進のために都道府県が行う先進的な取組に対し支援を行うこと。

５　就職等の支援

結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるためには経済的に安定し、希望に合った働き方で働き続けられることが重要なため、女性一人ひとりの実情に応じた就職支援や再就職支援、職業訓練を行うとともに、同一労働同一賃金の原則の下で、企業における正社員転換のためのキャリアアップ支援、職場定着に向けた取組などの充実を図ること。

６　出会いの支援

企業や団体等を含めた地方における出会い支援の取組に対して引き続き財政支援を行うともに、国として出会い支援を積極的に進めるという姿勢をより強力に示すこと。また、地方公共団体が実施する出会い支援の取組については、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の適用除外とすること。

７　不妊や不育症に悩む家族への支援

(１)　不妊治療について、医療費の状況など保険適用の効果を検証するとともに、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もあることから、保険適用範囲のさらなる拡大など抜本的な改善を図ること。また、先進医療など保険適用外となった治療のうち、エビデンスが確認されたもの、専門機関等の研究により効果が認められる治療については早期に保険適用とするなど、患者負担の軽減を図ること。

(２)　先進医療にかかる不妊治療・検査、不育症治療・検査について、自己負担額の軽減措置のため独自に助成を行う自治体への財政的支援を行うこと。

(３)　医療機関における相談支援の充実を図るため、生殖看護認定看護師教育課程等の開講や受講者支援等により、専門的な相談支援ができる人材の確保・養成を図ること。

(４)　小児・思春期・若年がん患者の妊孕性（生殖機能）温存治療（精子・卵子・卵巣の凍結・温存後生殖補助医療）への経済的支援の制度の充実を図るとともに、研究促進を目的とした事業であることを踏まえ、地方負担分の財政措置を行うこと。

(５)　仕事をしながら不妊治療が受けられるよう、不妊治療のための休暇を取得しやすい環境を整備するため、治療に関する正しい知識の普及を通じて周囲の理解を促し、企業における休暇制度や柔軟な働き方の導入を働きかけること。また、企業が制度導入するにあたっての助成金制度を拡充すること。

(６)　医療と福祉が連携し、不妊・不育に悩む家族に対して、子どもとの生活を育む方法としての選択肢である「里親・特別養子縁組」について、家族の意思決定を支援する仕組みを構築すること。

８　切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

(１)　市町村において、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するために、都道府県が市町村に対して行う情報提供や助言等の取組に対して財政的な支援を充実すること。

(２)　平成29年度に創設された「産婦健康診査事業」の財源の確保を図り、すべての市町村が実施できる制度とすること。併せて、新生児・乳幼児の健診費用についても実情に応じた費用助成を行うこと。

(３)　５歳児健康診査の実施にあたっては、原則、集団健診となっているが、集団健診だけでなく、個別健診や既存の健診での実施も認めるなど、市町村の状況に応じて柔軟に実施方法を選択できるよう、補助金の対象範囲の見直しを行い、十分な財政措置を講じること

(４)　予期しない妊娠等により課題を抱える妊産婦が取り残されることがないよう、相談窓口の設置、住居確保、見守り、就労斡旋など、各種取組に対してさらなる支援の拡充を行うこと。

(５)　心身ともに負担の大きい産後の母親が安心して子育てができるよう、産後ケア事業について、受け皿の拡大や里帰り先など広域的な利用を可能とするよう、標準単価の設定や、制度拡充を図ること。

(６)　産後の母親が一時的に育児から解放され、心身ともに回復できるよう、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。

９　小児・周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

(１)　助産師の確保及び養成に向けて、助産師出向システムの制度化の推進や助産師の人員配置に関する基準の明確化を行うこと。

(２)　リスクの高い妊産婦の分娩管理や、新生児に対する集中治療等の周産期医療を提供する医療機関に対する補助制度を拡充すること。

(３)　ＮＩＣＵ等長期入院児の在宅への移行を促進するため、家族の要請に応じて重症児を一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

(４)　地域において小児医療の中心的役割を担う小児地域医療センターや小児への高度専門医療を担う小児中核病院への財政措置を新たに行うこと。

10　こどもの死亡検証に関する取組の促進について

(１)　未来を担う子どもたちの「予防できる死」を減らすＣＤＲ体制整備モデル事業を促進するため、関係省庁による緊密な連携・協力のもと、総合的な子どもの死を予防するための取組について推進するとともに、各省庁が実施する子どもの死亡に関する検証と都道府県が実施する死亡検証を集約化し、一元的に共有する仕組みについて検討すること。

(２)　個人情報保護法における同意の範囲について慎重を期した結果、活用できる情報が制限され、適切な検証とすることが難しい状況があることから、予防できる子どもの死を減らすための検証において、個人情報保護法を踏まえた活用できる情報を整理し、明示すること。

(３)　検証によって得られた予防策に対する取組については、各都道府県の特性に応じた幅広い取組が求められることから、子どもの死に関わる支援として交付金制度の仕組みを創設すること。

(４)　回避できない死を迎えた子どもと家族への適切な支援も非常に重要であるため、ＱＯＤ（死に向かう過程の質）の視点から、予防できない死を含めて検証を行う体制を構築すること。また、そこから抽出された課題への取組について支援を行うこと。

11　子ども医療費助成等の制度化

(１)　子育て家庭の医療費に係る経済的な負担軽減を図るため、全国一律の医療費助成を国として制度化すること。

(２)　子どもに係る均等割保険料軽減措置については、対象となる子どもの範囲が未就学児に限定され、その軽減額も５割とされているため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、子どもの範囲を18歳まで引き上げ、均等割保険料を全額免除するとともに、軽減に要する経費はすべて国費で対応すること。

12　幼児教育・保育の充実

(１)　子ども・子育て支援新制度の推進について施設型給付における地方単独費用部分の廃止を含む必要な財源の確保及び実施主体である市町村の取組について十分な支援を行うこと。すべての子ども（０歳～５歳）の幼児教育・保育の完全無償化を図るとともに、地方の実質的な負担が新たに生じないよう、必要な財源を国の責任で安定的に確保すること。併せて、主食費及び副食費についても無償化すること。また、「保育政策の新たな方向性」を踏まえ、施設整備や保育士確保を同時に進める必要があり、地方自治体が地域の実情に応じた取組を推進できるよう、十分な財政措置を行うこと。

(２)　保育士給与の原資となる公定価格の地域区分について、隣接する自治体間で公定価格に大きな差が生じないよう、地域区分は公務員の地域手当の区分だけを考慮するのではなく、隣接地域や同一の生活圏を構成する周辺地域との均衡を図ること。

(３)　平成29年度に構築されたキャリアアップの仕組みによる保育士等の処遇改善制度について、要件とされている研修受講を促進するため、十分な代替職員の配置を可能とするなど受講しやすい環境づくりを支援すること。併せて、更なる処遇改善等の取組を進めること。また、新制度に移行していない私立幼稚園における人材確保のため、処遇改善の統一した仕組みを国が明確に示すとともに、新制度に移行した私立幼稚園と同様、園に負担を求めない仕組みとなるよう制度改善を図ること。

(４)　外国にルーツを持つ子どもたちへの保育や育成支援が必要となっていることから、全国の保育現場等における実態把握を行った上で、多言語・異文化対応等に必要な支援方策を検討すること。

(５)　いわゆる「育休退園」など、待機児童となりがちな低年齢児の入所を可能とするため、年度当初から職員の加配ができるよう保育所や認定こども園の施設型給付など公定価格を見直すこと。また、保育所等における使用済みおむつの処分の推奨にあたっては、施設で適切な処分が行われるよう、処分費用を公定価格に含めること。

(６)　発達障がいなどを含む特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援を実施するため、障がい児保育を行う職員の指導にあたる専門職の配置など、障がい児保育施策の充実を図ること。

(７)　アレルギーへの対応や宗教への配慮が必要な子どもが増えていることから、安全で安心な給食を提供するため、十分な調理員配置が可能となるよう、配置基準の見直しや加算の仕組みを設けるなど、公定価格を見直すとともに、利用者のさらなる負担軽減を図ること。

(８)　医療的ケア児に対する適切な保育や支援を実施するため、保育所等への看護師の十分な配置が可能となるよう公定価格の見直しや補助制度の拡充を図ること。

(９)　私立幼稚園における特別支援教育の一層の充実を図ること。

(10)　地域での保育の受け皿となっている認可外保育施設は、主に保育料収入により運営されているが、利用者の減少により収入が減少し、存続が危ぶまれる施設も生じていることから、継続した運営が図られるよう必要な財政的支援を講じること。

(11)　自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした自然に触れる保育には、子どもの豊かな育ちに一定の効果があると考えられることから、地域の特性に応じた普及啓発や人材育成の取組に対し、支援すること。

(12)　幼稚園について、保育所や認定こども園と同様、幼稚園教諭の配置基準を見直した上で、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の国庫補助単価の改善を図ること。

13　家庭の教育力向上への支援

(１)　地方の課題により対応できるように地方からの自由な企画提案事業を採択する制度を導入するとともに、充分な額の財源を確保し、制度を恒久化すること。

(２)　「地域における家庭教育支援基盤構築事業」の国の補助率を現行の１/３から２/３に引き上げるとともに、補助対象の拡大など制度の弾力化を図ること。

14　学校給食費の無償化

学校給食費の無償化は、学校給食に関する地域の実態等を考慮し、臨時交付金のような一時的な措置ではなく、国全体として負担の在り方を抜本的に整理した上で、全国一律で行う施策として、過度な地域間の差や競争が生じることのないよう、地方負担分も含めて、国の責任と財源において具体的な施策を早期に示すこと。その際、各学校およびその設置者が、学校給食実施基準等を踏まえ、地域の特性を活かした地場産物等の使用が着実に実施できるような経費も加えたものとすること。また、国による給食無償化が実施されるまで、加えて、無償化実施後においても、物価高騰等の情勢の影響で保護者の経済的な負担が加重しないよう、給食費増額分を支援すること。

15　放課後児童対策の推進

(１)　「放課後子供教室」及び「放課後児童クラブ」の実施に係る「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（文科省）」、「子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）」の国負担割合を、現行の１/３から１/２まで引き上げること。

(２)　放課後児童クラブを安定して運営するため、以下の措置を求める。

①　補助要件の開設日数（250日以上）を緩和すること。それが難しい場合には、特例分（開設日数：200～249日）の補助基準額や長期休暇等分の加算などの補助制度を見直すこと。

②　長時間開所加算（平日分）について、５時間を超えた時間について、加算されるよう緩和すること。

③　放課後児童支援員以外に事務担当職員を十分に配置できるよう、加算の仕組み等を充実させること。

(３)　小規模な放課後児童クラブが運営できるよう、10人未満のクラブを補助対象とするにあたり、条件（「山間部、漁業集落、へき地、離島、小学校区内において唯一の支援の単位で実施している、または、こども家庭庁長官が認める場合」）を付さないこと。

(４)　児童の受入規模に応じて定める放課後児童支援員の配置基準を見直すとともに、それに見合った補助制度を拡充すること。また、国において放課後児童クラブでの人材の育成等に係る効果的な取組事例を収集して横展開するとともに、各クラブが行う取組に対する補助制度を創設すること。

(５)　ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。

(６)　里親に委託されている児童が放課後児童クラブを利用する場合の費用徴収については、保育所入所と同様に徴収を免除すること。

(７)　放課後児童クラブの利用ニーズの高まりを受けて、１単位あたりの利用人数が増加傾向にあることから、配置される放課後児童支援員の人数増加に対応できるよう、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業における勤続年数に応じての処遇改善の補助基準額の上限を撤廃し、経験年数の浅い支援員まで対象とすること。また、都道府県が業務に必要な知識等の習得を目的として実施する研修の受講が促進されるよう、勤続年数に応じた区分を細分化するなど、献身的に子どもたちの居場所確保に努めている放課後児童支援員等に対する更なる処遇改善等の取組を進めること。

（８）児童の受入規模に応じて定める放課後児童クラブの運営経費の基本額について、定員４６人以上の大規模放課後児童クラブに対する減額措置を廃止すること。

（９）待機児童が発生している市町村については、放課後児童クラブに対する運営及び施設整備に係る財政支援に関して限定措置や優遇措置があるが、待機児童が発生していない市町村においても、これらと同等の措置が受けられるよう制度を拡充すること。

16　子育てを支える地域社会づくり

(１)　地域で祖父母世代などを対象とした子育て家庭を応援する取組が進む環境づくりに取り組むこと。

(２)　地域社会全体で子どもの育ちを見守り、子育て家庭を支えるという機運の醸成を図るため、各都道府県等が進めている子育て支援パスポート事業の全国共通展開について、国民への周知及び参加企業の拡大について取組を強化すること。

17　男性の育児参画の推進

(１)　子育てに男性が積極的に関わることができる環境づくりや具体的な取組が進むよう、地方が実施する男性の育児参画の取組に対する財政的支援を行うとともに、「イクボス」の取組等、企業等に対する働きかけを強めること。

(２)　希望する子どもの数の実現に向けて「第２子の壁」を克服するためには男性の育児参画が重要であることから、「産後パパ育休」をはじめとする育児休業や育児休暇の取得促進のほか、産前産後の育児休暇の取得促進に向けて積極的な広報を行うなど、機運の醸成に努めるとともに、時間単位等の休暇が取得できる制度等を拡げるため、導入する企業等への支援を行うこと。

(３)　企業に向けた両立支援等助成金について、「対象となる育児休業連続日数の短縮」や「支給対象人数の拡大」など要件を緩和するとともに、必要な財源を確保すること。また、育児休業取得者の周囲の従業員に応援手当を支給する企業に対する支援や企業が代替人員を確保するための支援を一層強化すること。さらに、従業員を対象とする育児休業給付金等も合わせて、男性の育児休業を促進する諸制度を分かりやすく周知するとともに、育児休業などを理由とした嫌がらせ（パタニティハラスメント）の防止に向けた機運醸成の取組を進めること。

(４)　妊婦と父親となる男性が共に妊娠・出産への理解を深め、協力して子育てに取り組めるように、地方自治体や企業等における両親学級の開催を促進するための支援を行うこと。

18　育児休業取得者に対する経済的支援の拡充

(１)　育児休業の更なる取得促進ならびに育児休業期間中の経済的安定を図るため、育児休業給付金給付率を大幅に引き上げるとともにその期間を育児休業終了時までに延長すること。

(２)　第１子の育児休業から職場復帰後、短時間勤務を利用している期間（子が３歳まで）に次の子を出産し、育児休業を取得した場合の育児休業給付金は、短時間勤務の賃金による算定となり減額されることから、フルタイム勤務の賃金水準による給付額を支給し、育児休業中の支援策を拡充すること。

19　企業における働き方改革の取組促進

働き方改革に取り組むことは、仕事と家庭との両立を実現し、子育てしながら働き続けられる職場づくりにつながるとともに、企業にとっても生産性の向上や従業員の定着、優秀な人材確保につながる。コロナ禍を経て取組が進んだテレワークやワーケーションをはじめ、短時間勤務やフレックスタイム、休暇等が利用しやすい柔軟な制度の導入による多様な働き方を推進すること。また、働き方を見直し誰もが働きやすい職場環境づくりを進めるため、特に中小企業・小規模企業のテレワーク導入促進に向けて、助成金制度が継続的に活用できるよう支援を強化すること。

20　社会的養育推進に向けた基盤の強化

(１)　児童相談所や一時保護施設の増設など、地域の実情を踏まえて取り組む児童相談体制の強化に対して、適切に地方交付税を積算するとともに、地方交付税の総額を確保する等財政支援を行うこと。また、児童福祉司等の専門職の養成・研修機関の設置など国主導による人材確保と育成システムの構築などにより、体制強化のための支援の充実を図ること。

(２)　 国が主体となってＡＩ技術を活用した虐待対応に資するツールの開発をさらに加速化させ、導入を進めるにあたっては、都道府県と丁寧に協議を行い、国と地方の連携による推進体制を整備すること。また、地方がＡＩ技術を導入する際の財政的支援を強化すること。

(３)　自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、国としても子どもの権利擁護についての理解醸成に努めつつ、アドボケイトの人材確保や必要な経費の確保等、地方自治体や民間団体を積極的に支援すること。

(４)　里親支援センターの設置にあたっては、地域の実情を踏まえ、里親支援業務の一部実施による設置も可能とすること。また、フォスタリング事業から里親支援センターにスムーズに移行できるよう、フォスタリング事業は継続して実施していくこと。さらに、フォスタリング機関が里親支援業務の一部実施を継続できるよう財政的支援その他必要な体制整備を行うこと。加えて、里親の支援を行う児童相談所に対しても、里親委託件数の実情等に応じた里親養育支援児童福祉司の配置基準の改正等を行い、里親支援体制の強化を図ること。

(５)　里親制度の普及・促進に向けては、児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた取組を財政面から支援する制度を創設すること。また、子育て短期支援事業における里親の活用について、フォスタリング機関や里親支援センターに委託するための経費を市町村に対して支援すること。

(６)　施設の従来の努力が発展的に引き継がれる形で、施設の専門性の向上や高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化、地域分散化に活かせるよう、更なる具体的な支援策を構築すること。また、施設の小規模化を進める上で、定員については地域の実情に応じた設定とすること。

(７)　 家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置の充実、小規模化した施設において緊急的に措置児童を受け入れなければならない場合における入所定員の柔軟な運用を行うこと。また、利用者の変動の大きい委託一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイトケア）で受け入れる児童が利用できるようにすること。

(８)　乳児院及び児童養護施設における心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うこと。

21　発達支援が必要な子どもへの対応

(１)　幼稚園、認定こども園、保育所で発達障がい児等に対する適切な早期支援を行うため、施設職員を支援する専門的な人材を市町村が養成し配置できるよう、地域生活支援事業に長期の研修派遣等の支援メニューを追加するとともに、予算額の十分な確保に努めること。

(２)　発達障がいが疑われる児童が地域において専門的な医療を早期に受けられるよう、専門的医療機関の確保のため、小児科医や精神科医が発達障がい児を診察した際の診療報酬を見直すこと。

22　ヤングケアラーへの支援の強化

　過度な負担を負うヤングケアラーについては、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、迅速かつ的確な支援を実施できるよう、相談しやすい環境づくり、支援者の育成・確保に取り組むとともに、地方自治体が地域の実情に応じた取組ができるよう財政措置を講じること。また、全国調査結果の都道府県・市町村別データの提供を行うとともに、調査結果をふまえた国の支援体制の充実を行うこと。

23　こどもの貧困解消対策

(１)　「こども大綱」に基づき、国において地域の子どもの貧困率などが分かるような調査を実施するとともに、母子家庭等対策総合支援事業費補助金などにより、地方自治体が地域の実情に応じて行う施策への十分な財政支援を行うこと。

(２)　家庭の経済状況にかかわらず子どもたちが学習する機会を得て学習意欲の向上や、学習習慣の形成を促進することにより、希望する進学につなげるとともに、高校中退の防止となるよう自治体が実施する子どもの生活・学習支援事業に対する財政的な支援を強化すること。

(３） 長引く物価高騰により困難を抱えるこどもの早期発見や地域の人々との交流の場など、子育て支援のみならず、多様な役割を果たしている、こども食堂をはじめ「こどもの居場所」の更なる拡大と定着に向けた自治体独自の取組に対する財政支援を継続すること。

(４)　ひとり親家庭等の就労対策支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」の給付額を増額すること。

(５)　ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるための「児童扶養手当」の支給額の増額を図ること。

(６)　ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。（再掲）

(７)　スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置拡充や、人材の養成及び確保に向けた取組の充実に係る予算について、十分な額の確保を図ること。

24　国の司令塔組織の設置

深刻化する人口減少問題に、国が責任を持って戦略的に挑戦するため、①一極集中を是正し、企業・大学の地方への移転・投資や移住定住を促進する社会減対策、②少子化に歯止めをかける自然減対策、③希望を持って住み続けることができる持続可能な地域づくりについて、これまでの経験を糧として真に実効ある政策を再構築し、国において政策を統括推進する「庁」レベルの司令塔の設置や地方との適切な役割分担により、強力に推進すること。

令和７年８月

　　　　　　　　　　　　　　　　近畿ブロック知事会

　　　　　　　　　　　　　　　　　福井県知事　　杉　本　達　治

　　　　　　　　　　　　　　　　　三重県知事　　一　見　勝　之

　　　　　　　　　　　　　　　　　滋賀県知事　　三日月　大　造

　　　　　　　　　　　　　　　　　京都府知事　　西　脇　隆　俊

　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府知事　　吉　村　洋　文

　　　　　　　　　　　　　　　　　兵庫県知事　　齋　藤　元　彦

　　　　　　　　　　　　　　　　　奈良県知事　　山　下　　　真

　　　　　　　　　　　　　　　　　和歌山県知事　宮　﨑　　　泉

　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県知事　　平　井　伸　治

　　　　　　　　　　　　　　　　　徳島県知事　　後藤田　正　純